

令和5年3月

工事等関係書類における押印・署名等の見直しについて

事業者の皆様から提出される申請書等への押印・署名について、負担軽減・利便性向上のため、当社の裁量により見直し可能なものについては、申請書等への押印及び署名を原則として廃止することとします。また、工事関係書類の作成・提出方法をまとめた「工事関係書類一覧表」を作成し、工事関係書類の簡素化に努めることとします。

1 押印・署名の見直しの考え方

- 請負工事及び測量・調査・設計等委託業務を同様に取り扱う
 - 契約書など契約関係書類の契約印は存続
 - 事業者からの提出書類は原則押印廃止
 - ・着手届、現場代理人等の選定通知など契約約款で規定されているものも押印廃止
 - ・工事打合せ簿や監督員指示書、目的物引渡書など、双方の内容確認・承諾の証を残す必要があるものは押印存続
 - ・報告書などで報告者等の資格や責任所在を求めているものは押印存続
 - ・国、市等の法令に基づいた様式は押印存続
 - ・その他、特段の事情により所管課長が必要としたものは押印存続
 - 監督員等の確認印（決裁を含む）は押印存続
 - 事業者の技術者などの私印押印については、署名することで代えることができる
- ※ホームページに掲載の様式類については、順次改正します。

2 工事関係書類の簡素化について

- 代表者印の押印を存続する書類（契約関係書類、目的物引渡書、事故報告書等）は、紙書類での提出とします。
- それ以外の書類は、紙書類または電子データでの提出とします。
 - ・現場代理人印が必要な書類は、押印後にPDFへ変換し、Eメールに添付し監督員に提出
 - ・監督員は鑑のコピーに承認印を押印し、PDFへ変換して受注者に返信

3 運用開始日

令和5年4月1日

横浜港埠頭株式会社技術部技術企画課
電話 671-7297